

佐賀県告示第 449 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項及び佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成 23 年佐賀県規則第 35 号）の規定により、平成 26 年 11 月 26 日以後知事の職務は、副知事坂井浩毅がこれを代理する。

平成 26 年 11 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康